

産業廃棄物収集運搬業許可証

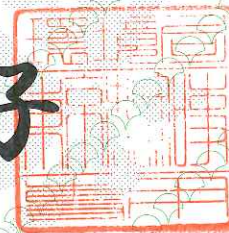
住所 東京都江東区潮見一丁目6番2号
氏名 株式会社日本協力
代表取締役 川上 和章

webダウンロード用
COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成28年 1月24日

許可の有効年月日 平成33年 1月23日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、
ばいじん、政令13号物（コンクリート固化物に限る）

（石綿含有産業廃棄物を含む）

（以上17種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、
ガラス・コンクリート・陶磁器くず

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに）

（以上9種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

(1) 東京都江東区新木場四丁目3番1号（第1工場）

(2) 東京都江東区新木場四丁目3番1号（第2工場）

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から19時までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人がこれを行ってはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成3年 1月24日 新規許可

平成28年 1月24日 更新許可 第5回

平成28年11月24日 変更届 積替え保管品目の追加（廃乾電池）、廃蛍光灯の保管量の変更

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

（裏面あり）



2 積替え保管施設

(1) 住所：東京都江東区新木場四丁目3番1号（第1工場）
積替え保管面積：660m² 最大保管高さ：0.974m

産業廃棄物の種類	保管量	
燃え殻	200リットル プラドラム 1本	: 200 リットル
汚泥	18リットル ポリ容器 12本	: 216 リットル
廃油	18リットル 一斗缶 10本	: 180 リットル
廃酸	18リットル ポリ容器 12本	: 216 リットル
廃アルカリ	18リットル ポリ容器 12本	: 216 リットル
動植物性残さ	200リットル プラドラム 1本	: 200 リットル
保管量合計		: 1228 リットル

(2) 住所：東京都江東区新木場四丁目3番1号（第2工場）
積替え保管面積：288.89m² 最大保管高さ：2.00m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る）	直置き	: 9.8 m ³
金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯に限る）	ドラム缶 8本	: 2.69 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る）	プラスチック容器 2個	: 0.43 m ³
保管量合計		: 12.92 m ³

(以下余白)